

平成19年5月9日

全国重症心身障害児（者）を守る会
各支部長 様
各運動推進委員 様
法人各常任理事会委員 様
各ブロック長 様

全国重症心身障害児（者）を守る会
会 長 北浦 雅子

個別支援計画等に関する資料の提供について

障害者自立支援法が施行されたことに伴い、重症心身障害児者の福祉サービスの提供が、従来の「措置制度」から「利用契約制度」に変わりました。

このため、障害福祉サービスを提供する事業者は、施設利用者には「個別支援計画」を、居宅介護利用者には「居宅介護計画」を作成し、支援することとされました。

これに関して、当会の山崎國治顧問から次の資料の提供がありましたので、情報提供をします。なお、配布資料に関して質問等がある場合には山崎顧問にお問い合わせください。

また、この情報は当会のホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

【配布資料の内容】

1. 「個別支援計画の目的とその効果について」

（関連資料Ⅰ）

「施設支援計画（障害児）、個別支援計画（障害者）、施設サービス計画（高齢者）」

（関連資料Ⅱ）

「個別支援計画関連資料」

2. 在宅障害者の「居宅介護」と「短期入所」について

（関連資料Ⅲ）

障害者自立支援法の「居宅介護」と「短期入所」に関する資料